

「建設業法施行規則の一部を改正する省令案」及び 「建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件 の一部を改正する告示案」について

1. 背景

建設産業においては、下請企業を中心に、雇用、医療、年金保険について、法定福利費を適正に負担しない企業（すなわち保険未加入企業）が存在することから、技能労働者の公的保障が確保されず、若年入職者減少の一因となっているほか、関係法令を遵守して適正に法定福利費を負担する企業ほど競争上不利になるという状況が生じている。

このため、関係者を挙げた社会保険未加入問題への対策の一環として、建設業の許可に際しての保険加入状況の確認・指導、経営事項審査における未加入企業への評価の厳格化を進めることにより、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組み、建設産業の持続的な発展に必要な人材の確保と事業者間における公平で健全な競争環境の構築を図る必要がある。

また、昨今、我が国建設企業の活動範囲が国内外を問わず拡大している中で、海外における建設工事の受注に際し、進出先国の規制により海外子会社を設立しなければならない場合や、海外子会社により現地に根付いた事業活動を行う場合があることから、海外子会社の経営実績を適正に評価するとともに、我が国建設企業の海外進出意欲の醸成を図ることが求められている。

こうした状況にかんがみ、中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会の間とりまとめ（平成24年1月27日）等を踏まえ、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「規則」という。）及び建設業法第27条の23第3項の経営事項審査の項目及び基準を定める件（平成20年国土交通省告示第85号。以下「告示」という。）について、所要の改正を行うものである。

2. 概要

（1）建設業における社会保険未加入問題への対策

①建設業の許可申請書の添付書類への保険加入状況の追加（規則第4条関係）

許可行政庁が、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条に基づく許可（許可の更新を含む。）の申請時に、保険加入状況の確認、指導等を行うため、法第6条第1項に基づく申請書の添付書類として、健康保険等^(※)の加入状況を記載した書面の提出を求めることとする。

(※) 「健康保険等」とは、健康保険法（大正11年法律第70号）による健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）による厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）による雇用保険をいう。以下同じ。

②施工体制台帳等の記載事項への保険加入状況の追加

(規則第14条の2及び第14条の4関係)

特定建設業者及び下請負人が、その請け負う工事における下請負人等の保険加入状況を把握することを通じて、適正な施工体制の確保に資するよう、法第24条の7第1項に基づき特定建設業者が作成する施工体制台帳の記載事項及び同条第2項に基づき下請負人が特定建設業者に通知すべき事項に、健康保険等の加入状況に係る事項を追加することとする。

③経営事項審査における保険未加入企業への減点措置の厳格化

(規則様式第25号の11及び第25号の12並びに告示第1の4の1及び付録第2関係)

法第27条の23に基づく経営事項審査(以下単に「経営事項審査」という。)において、社会性等(労働福祉の状況)に係る評価の項目及び基準を次のとおり見直す。

- ・評価項目のうち「健康保険及び厚生年金保険」を、「健康保険」と「厚生年金保険」に区分し、各項目ごとに審査することとする。(規則及び告示第1の4の1)
- ・「雇用保険」、「健康保険」及び「厚生年金保険」の各項目について、未加入の場合それぞれ40点の減点(3保険に未加入の場合120点の減点)とする。(告示付録第2)

(2) 経営事項審査における海外子会社の経営実績の評価

(規則様式第25号の11及び告示附則関係)

経営事項審査において、本邦親会社及び海外子会社の経営規模に係る次の数値について、国土交通大臣に申請し、認定を受けた場合には、当該数値を評価の対象とすることとする。

- ・海外子会社の完成工事高
- ・親会社及び海外子会社合算の利益額及び自己資本額

(3) その他

その他所要の改正を行う。

3. 今後のスケジュール(予定)

公 布	平成24年	5月上旬
施 行	平成24年	7月上旬(2.の(1)③及び(2)関係)
	平成24年	11月上旬(2.の(1)①②関係)

4. 参照資料

- ・中央建設業審議会・社会資本整備審議会産業分科会建設部会基本問題小委員会「中間とりまとめ」(平成24年1月27日)
<http://www.mlit.go.jp/common/000189925.pdf> (「社会保険未加入問題への対策」P8~9)
- ・中央建設業審議会(平成24年3月14日)
<http://www.mlit.go.jp/common/000204540.pdf> (「経営事項審査の審査基準の改正について」)